

平成三十年七月豪雨の影響を踏まえた温対法に基づく
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の報告書の対応について

平成 30 年 7 月
環境省地球温暖化対策課
経済産業省環境経済室

この度の平成三十年七月豪雨により被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、温室効果ガスを相当程度多く排出する特定排出者に対し、自らの温室効果ガス算定排出量を事業所管大臣に報告することが義務付けられておりますが、平成三十年七月豪雨の影響を受けた事業者に対しては一定の配慮を行うこととし、その対応方針を以下のとおり取りまとめましたので、御参照いただきますようお願いいたします。

その他、平成三十年七月豪雨の影響により、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関する対応にお困りの事業者におかれましては、別紙の問い合わせ先に御相談ください。

なお、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく定期報告等についても同様の対応を行っています。

【平成 30 年度分報告書類に係る提出期限の免責について】

	通常提出期限	免責期限
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 の報告書	7 月末	平成 30 年 9 月 28 日

(別紙)

お問い合わせ先

○算定・報告・公表制度ヘルプデスク

(株)三菱総合研究所 環境・エネルギー事業本部内

E-mail:ghg-helpdesk@mri.co.jp

TEL:03-6705-6144 (平日9:30~17:30、夏季休業期間、9/1 及び年末年始を除く)

※お問い合わせはできるだけメールでお願いします。

※上記の電話場豪におかけいただいた場合、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社に転送されます。

○地方環境事務所

窓 口	電話番号	所管都道府県
北海道地方環境事務所	011-299-1952	北海道
東北地方環境事務所	022-722-2873	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東地方環境事務所	048-600-0815	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県
新潟事務所	025-280-9560	新潟県
中部地方環境事務所	052-955-2134	富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県
近畿地方環境事務所	06-4792-0703	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国四国地方環境事務所	086-223-1581	鳥取県・岡山県
広島事務所	082-511-0006	島根県・広島県・山口県
四国事務所	087-811-7240	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州地方環境事務所	096-322-2411	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

○環境省地球環境局地球温暖化対策課 03-3581-3351 (内線 7733)

○経済産業省産業技術環境局環境経済室 03-3501-1511 (内線 3453)